

令和3年 多賀町議会6月第2回定例会会議録

令和3年6月4日（金） 午前9時29分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	富 永 勉 君
2番	清 水 登久子 君	8番	大 橋 富 造 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武 史 君
4番	木 下 茂 樹 君	10番	山 口 久 男 君
5番	松 居 亘 君	11番	川 岸 真 喜 君
6番	菅 森 照 雄 君	12番	竹 内 薫 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

監 査 委 員	寺 西 久 和 君	税務住民課長	岡 田 伊久人 君
町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明 子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 村 田 朋 子

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定（6月4日～21日 18日間）
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 総務常任委員長報告
日程第6 産業建設常任委員長報告
日程第7 同意第35号 多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第8	承認第36号	専決処分事項の承認を求めることについて (多賀町税条例等の一部を改正する条例)
日程第9	承認第37号	専決処分事項の承認を求めることについて (多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第10	承認第38号	専決処分事項の承認を求めることについて (多賀町介護保険条例の一部を改正する条例)
日程第11	報告第39号	令和2年度繰越明許費繰越計算書について (一般会計)
日程第12	議案第40号	多賀町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する 条例について
日程第13	議案第41号	多賀町公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の 一部を改正する条例について
日程第14	議案第42号	多賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する 条例について
日程第15	議案第43号	多賀町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第44号	令和3年度多賀町一般会計補正予算(第3号)につい て
日程第17	議案第45号	(仮称)多賀町第3放課後児童クラブ建築工事の請負 契約の締結について
日程第18	発委第1号	多賀町議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第19	請願第1号	「夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を 求める意見書」提出を求める請願

(開会 午前 9時29分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和3年6月第2回多賀町議会定例会を開会いたします。

本定例会に町長より提出されました案件は、同意案1件、承認案3件、報告案1件、議案6件であります。また、議会より提出いたしました案件は、発委1件、請願1件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

(開議 午前 9時29分)

○議長(竹内薫君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(竹内薫君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

3番 近藤 勇 議員 4番 木下 茂樹 議員
を指名いたします。

○議長(竹内薫君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る5月27日開催の議会運営委員会において、本日6月4日から21日までの18日間に決定していただいておりますので、そのようにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から21日までの18日間に決定しました。

○議長(竹内薫君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

次の3点について報告をいたします。

第1、請願については、お手元に配布しております請願文書表のとおり、請願1件を受理しました。

第2、2月、3月、4月、5月に実施されました出納検査および定期監査の結果については、お手元に配布しておりますとおり報告がありました。

第3、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和3年第2回多賀町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る5月28日、多賀町におきましても2020東京オリンピック聖火リレーが開催され、6名の皆さんが多賀大社前駅からふれあいの郷前駐車場までのコースを走られました。新型コロナウイルス感染症予防対策のため、当初の計画より縮小開催ではありましたが、役場職員と地域のボランティアの皆様、総勢75名のご協力を頂き、好天の中、無事終了することができました。多賀町在住のランナーは小島慎弥さんと小井戸善光さんのお二人で、沿道の方々に見守られながら、爽やかに軽快に聖火をつながれ、私たち町民に感動を与えていただきました。また、多賀町での聖火リレーが大きく写真つきで新聞に取り上げられるなど、多賀町のすばらしさをPRする良い機会にもなりました。実施に当たりご協力を頂いた関係の皆様には感謝を申し上げます。

それでは、第2回議会定例会の開会に当たり、議案の説明と最近の行政の現状を報告させていただきます。

今回、本定例会に提出をいたしました議案は、人事案件1件、専決処分による承認案件3件、報告案件1件、条例案件4件、令和3年度補正予算案1件、請負契約に係る議決案件1件、合わせて11件でございます。本定例会に提出させていただきました議案は、いずれも重要な議案でございますので、慎重なご審議を頂き、適切にご決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、令和2年度の出納閉鎖に伴います現時点での一般会計の決算見込みについてご報告をいたします。詳しくは9月議会定例会に提出し、ご説明をいたしますので、現時点では概略を申し上げます。

令和2年度一般会計の歳入決算見込額は約59億4,453万円、歳出決算見込額は約56億5,992万円となる見込みであります。歳入歳出差引額は約2億8,460万円となり、うち令和3年度に繰り越すべき一般財源約3,671万円を除きますと、実質収支額は約2億4,789万円となる見込みであります。

次に、最近の行政の現状であります。

先の臨時会でも申し上げましたが、65歳以上の方を対象にした新型コロナウイルスワクチン接種を5月14日よりスタートしました。現時点で接種を終わられた方は、予約を頂いている方、総数2,193人のうち95.1%、2,085の方が1回目の接種を終えられ、本日より2回目の接種が始まります。今までのところ、大きな混乱や重いアレルギー症状の発生などはなく、順調に進んでいるものと考えております。医療関係者の皆様の献身的なご協力、ご尽力に深い感謝を申し上げます。

現時点では、基礎疾患をお持ちの方や64歳以下の方々への接種計画が具体的にお示しできない状況ではありますが、国・県からの確実な情報をいち早く捉えて、早期に接種計画をお示しできるよう努力してまいりますので、ご理解、ご協力よろしくようお願い申し上げます。

さて、令和3年度もはや2か月が過ぎました。今年度は第6次多賀町総合計画に掲げる新しい町の将来像の実現に向け、事業を新たにスタートする年となります。輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来を将来像として、安心安全のまちづくりを推進するとともに、引き続き、子育て、教育の充実、定住移住、地域づくりに力を尽くしてまいります。

ワクチン接種は始まりましたが、いまだ感染拡大が終息する気配はなく、現在でも大都市を中心に緊急事態宣言が発令されているような状況であります。しかしながら、私たちの暮らしの中で、少しずつ日常を取り戻すための努力があちこちで進められております。4月には、規模は縮小されましたが、多賀大社の古例大祭が執り行われ、また、聖火リレーも実施されました。令和2年度は多くの事業が中止せざるを得ない状況にありましたが、令和3年度におきましては、コロナを正しく理解して、感染症対策を徹底した上で、事業を前に進めていく努力を怠ってはならないと思っております。イベント事業や交流事業は、その時々々の感染状況を見定めながら、適切な判断をしてまいります。

また、投資的事業では、スマートインターチェンジ整備事業をはじめ、認定こども園の整備や新たな都市公園の整備事業を、国・県の交付金を可能な限り活用することにより、着実に進めてまいります。

いずれも将来の多賀町の礎となるべき重要な事業であり、基幹的な施設となります。まちづくり、人づくりのため、またソフト事業とハード事業を車の両輪として行政運営に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力よろしくようお願い申し上げます。

次に、各所管での取組であります。

企画課所管では、キラリとひかるまちづくり交付金についてであります。本年度からは、交付金の本来の趣旨である地域の持続的な維持、発展を実現することを重視した制度の一部見直しを行っております。自治会の持続、地域資源の発掘、魅力の発見など、目指すべき地域の姿を話し合い、コミュニティを活性化することで、将来にわたって発展することのできる取組を支援させていただきます。本年度は、見直し後、最初の年でもあり、各集落でどのような取組ができるのか、お悩みもあろうかと思っておりますが、ご相談をお受けさせていただきながら、しっかりとご支援できるよう努めてまいります。

次に、大字多賀、旧遠藤邸の建物解体と跡地の整備についてであります。現在は、相続財産管理人により諸手続が進められ、5月末で建物の解体が完了した段階であります。引き続き、土地を有効活用するため、用地測量、任意売買を進めていく予定であります。

令和2年度は、この旧遠藤邸に着手したほか、懸案でもありました2件の特定空き家の解体や危険の除去を進めることができました。地域の方々との協働により、多賀町の

空き家対策が一步前に進んだものと考えております。今後ますます増加するであろうと思われる空き家の問題について、引き続き、地域の方々と連携、協力しながら取組を進めてまいります。

税務住民課所管では、町財政の根幹をなす税の状況であります。令和2年度税収につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大手立地企業への依存度が高い法人住民税において、大きく税が下回る結果となりました。しかしながら、景気の悪化という厳しい状況でありましたが、例年のとおりの収納率を確保することができました。住民の皆様や企業の方々の高い納税意識に心より感謝を申し上げる次第でございます。令和3年度におきましても、コロナ感染が終息しない状況であることから、引き続き、経済動向、特に法人の業績動向に注視してまいります。

福祉保健課所管では、5月末に今年度の特定健診およびがん健診についてのお知らせを全戸配布させていただきました。町民の皆さんに年に一度は必ず健診を受けていただくよう、保健師が訪問や電話等で呼びかけるなど、積極的な受診勧奨を行ってまいります。病は少しずつ静かに進行し、あるとき突然現れます。長く健康診断を受けておられない方は、定期的な健診によって早期の発見から治療へとつながるよう、ご自身の健康について、いま一度、見詰め直していただきたいと願っております。

産業環境課所管の農業関係では、今年度から創設しました多賀町農業者大型特殊免許等取得補助金につきまして、4月から申請を受け付けました。多くの反響があり、結果、既に当初予算を大きく上回る件数の要望を頂いているところであります。当初予算の見通しが甘かったことを認識するとともに、早急に皆さんのご要望にお応えするため、本議会において補正予算をお願いするものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

また、特産物の振興におきましては、令和元年度から実施しておりますブランド化推進米の取組の1つとして、本町で生産された令和2年産みずかがみが、東京のデパートにおいて高価格帯で販売されました。ほかにも、いくつかの農業者が米・食味分析鑑定コンクール国際大会で金賞を獲得できるよう、高付加価値のお米作りに取り組んでいただいております。その思いが実り、農業者の所得向上や後継者の確保につながるよう、引き続き支援をしてまいります。

林業関係では、引き続き、森林資源循環を推進する取組を進めてまいります。今年度は、木材集積場に木材仕分用の重機を導入するとともに、新商品の開発など販売戦略の充実、事業協同組合の組織体制強化などの事業を実施してまいります。特に来年度には、全国植樹祭の開催に合わせ、第50回全国林業後継者大会が多賀町で開催されます。大会では、多賀町ならではの木工品を開発し、記念品としてお配りする予定であります。この機会が多賀町の木工品を全国に広める1つのきっかけになることを期待しております。多くの方々のお知恵をお借りし、魅力ある商品開発を進めてまいりたいと考えております。

地域整備課所管の道路事業では、多賀町の新たな玄関口として整備を進めておりますスマートインター事業で、下り線のネクスコ中日本の工事が令和3年4月から始まりました。現在、土の搬出作業などをされており、本年末には道路として整備が完了する予定で進められております。引き続き、接続道路となります町道四ツ屋胡宮線における町事業、国道307号での県による交差点改良事業について、足並みをそろえる形で進めてまいります。また、上り線につきましては、下り線と比べて工事区間が長く、多くの地権者のご協力も頂く必要があることから、地元敏満寺区の関係者の皆様と協議をさせていただきながら進めております。関係する地権者との境界確認作業はほぼ終えており、中日本高速道路による用地買収単価が決定され次第、地権者の皆様にご提示させていただき、用地買収ならびに物件補償業務を進めさせていただく予定であります。

最後に、教育委員会所管では、はじめに、学校・園での新型コロナウイルス感染症対策についてであります。毎日の健康観察、マスクの着用、手指の消毒、教室の換気、施設の消毒等について継続して実施しており、今後も感染防止対策の徹底に努めてまいります。

小中学校では、多賀中学校の修学旅行につきましては、感染症の拡大が少ない北陸地方に変更し、4月27日から28日にかけて1泊2日で開催しました。また、学習参観や学級懇談につきましても、多くの人との接触機会を減らし、3密を回避するという観点から、直近の開催を延期しているところであります。今後の教育活動につきましても、感染症の拡大状況に応じた適切な対応ができるよう努めてまいります。

また、GIGAスクール構想により1人1台配備をしました学習用パソコンにつきましては、現在、徐々に学習活動において利用を始めているところであります。各自のパソコンを使って調べ、学習をしたり、自分の考えを書いたり、グループ学習にも利用しております。今後、さらに効果的な利用ができるよう進めてまいります。

次に、就学前教育の状況であります。今年度は、現時点での待機児童数がゼロとなりました。今年度より私立、民間のなつめ保育園が開園し、0歳児から2歳児の受入れが可能となったことが待機児童の減少につながったと考えております。各園ごとの特色ある就学前教育を進めるとともに、安全安心な園運営に努めてまいります。

次に、(仮称)久徳認定こども園の整備についてであります。令和5年度の開園に向け、令和3年度につきましては、全体設計、造成工事、道路工事を進めてまいります。現在、設計者の選定に入っており、提案方式を採用して、多賀町らしい園舎の整備ができるよう進めてまいります。また、財源につきましても、活用できる補助制度がないか等、あらゆる方面から検討し、財源の確保に努めてまいります。

また、多賀小学校内における放課後児童クラブの増設につきましては、年内完成の予定で、先日入札を執行し、工事業者が決定しました。本議会で契約についての議決をお願いしておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

以上、6月定例会の開会に当たり、行財政の近況について申し上げ、挨拶とさせてい

たきます。

なお、本日提案をさせていただきます議案につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、提案の都度ご説明を申し上げますので、ご審議どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹内薫君） これで行政報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果についての報告を求めます。

5番、松居亘総務常任委員長。

〔総務常任委員長 松居亘君 登壇〕

○総務常任委員長（松居亘君） 閉会中における総務常任委員会の調査結果を、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

5月14日午前9時より、委員全員と執行者側より町長、副町長、教育長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

今回の調査では、教育委員会所管の事務調査として、今年度の教育行政方針、教育委員会所管事業の概要および各学校、各園の運営方針と幼児教育施設整備事業の進捗状況についての説明を求め、質疑応答を行い、現地調査として大滝小学校と多賀中学校を視察いたしました。

最初に、今年度の教育行政方針について説明、質疑を行いました。

まず初めに、教育総務課長から、教育行政方針について説明がありました。

教育委員会では、大きな柱として、学校・園教育方針と社会教育方針および人権教育方針の3つを軸にして事業を推進していく。学校・園教育方針では、引き続き、子どもたちの知・徳・体を育てていく。社会教育方針では、社会全体で子どもたちを支える環境づくりとともに、生涯にわたって学び続けられるまちづくりを、人権教育方針では、就学前から学校教育、生涯学習と各世代にわたり、それぞれの立場で人権についてしっかり学び、身につけていくよう進めていくと説明がありました。

次に、学校・園教育方針について、教育総務課長と学校教育課長から説明がありました。

その取組として、地域に信頼される学校・園づくり、地域に根差した特色ある学校・園づくり、安全安心な学校・園づくり、向上心を持ち学び続ける教員、保育士、基礎基本の徹底を図る教育の推進、自ら学び、自ら考え判断する力を育む教育の推進、教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進、社会の変化に対応した教育の推進、思いやりの心、規範意識等の社会性の育成、社会での自立を目指す教育の推進、豊かな人間関係の育成、体力の向上と健康の保持増進、健全な心身を育む食育の推進を行うと説明がありました。

次に、生涯学習課長から、社会教育方針について説明がありました。

社会教育方針では、重点目標は、地域、家庭、学校、企業が連携し、社会全体で子どもたちの育ちを支え、学び合い、支え合う生涯学習社会をつくるとしていること。生涯学習の推進として、第2次生涯学習推進計画を策定し、次の代の生涯学習の在り方を検討、多様で体系的な学習機会の提供を図っていく。生涯スポーツの推進として、本年のオリンピック開催や令和7年度の国体開催を機として、競技力向上の取組に目を向け、健康志向の皆さんの活動の場についても充実するよう、組織やスポーツ環境を見直し、活動場所の整備を進めていく。文化施設の充実および活動の推進として、図書館、博物館、文化財活動について、多賀の子どもたちに地域への愛着を持ってもらえるよう、学校との連携を密にし、文化施設の良さを発信していくと説明がありました。

次に、教育総務課長から、人権教育方針について説明がありました。

就学前教育においては、年齢や発達段階に応じて、ふだんの生活や遊び、体験を通して、自然に思いやりの気持ち、命の大切さを身につけられるよう活動していく。学校教育においては、学習という位置づけの中で、人権感覚を養い、差別やいじめを許さない、強い気持ちを養い育てていくと説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、全国的にも貸与したタブレットが破損する事例がある。破損した場合、どこまで町が負担するのかとの質疑に対し、タブレット納入業者との契約の中で、5年間は、校内で普通に使っていたものが破損した場合は無償で交換することになっている。基本的に故意で破損しない限りは、保護者の方には負担は求めないし、町の方の負担もありません。ルーターの貸出しもしているが、故意ではない破損と判断できれば、保護者の方に負担を求めないという方向で考えていると答弁がありました。

また、委員から、Wi-Fiルーターは既に貸与していて、オンライン授業ができるような状況なのかとの質疑に対し、基本は各ご家庭にあるインターネット環境を使っただけ。家庭によってはインターネット環境がない、経済的な理由で設置できないときには、Wi-Fiルーターを貸与していく。通信料については、既存の通信料に入っているので各自で負担していただく。経済的に苦しいご家庭には、要保護の就学援助制度があるので、通信費という形で要綱自体を整備し、年額1万円を含んで援助をしていることを考えていると答弁がありました。

また、委員から、幼稚園、保育園、認定こども園に入っている子どもたちが小学校に上がってきたときに、読み書きなどの個人差があると思うが、学校としての対応はどのように考えているのかとの質疑に対し、小学校の初期段階においては、教科書等もほぼイラストのみで、文字が読めないからといって、そこで支障をきたすことはない。また、学校では入学から数か月かけて学習を行っていき、文字がしっかりと習得していけるよう指導していくので、入学の段階で必ず文字を習得していないといけないわけではない。ただ、自分の名前等を読めるようにとかは、事前の一日入学で話をさせていただいていると答弁がありました。

また、委員から、学力やいじめに関する対策については、教育行政方針のどこにうたわれているのかとの質疑に対し、子どもの学習意欲の向上と主体的、対話的で深い学びを推進ということで、一人一人に応じた学びの機会を充実させることによって、また、子どもが学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする学習活動の工夫を行うことで、学習に対する意欲を高めて学習に取り組んでいくことを考えている。その次の基礎学力の定着と活用というところで、テストで基礎的な力を活用する場面が求められてきますので、その辺りを重視している。また、いじめ等については、豊かな人間関係の育成のところ、全ての子どもにとって居心地の良い学校づくりといったことを考えている。児童会や生徒会による自発的な活動などにより、いじめに対してしっかりと対応していくと答弁がありました。

2番目に、教育委員会所管事業の概要および各学校、各園の運営方針について説明、質疑を行いました。

所管の課長から説明がありました。

就学前教育では、待機児童は0名で、私立なつめ保育園の開園があり、0歳から2歳の受皿になっていただけの大きい。(仮称)久徳認定こども園は令和5年度開園に向け、本年度は設計、造成工事、道路工事を進めていく。また、働き方改革として、保育園計画の作成や園児の情報管理などのできるシステムを今年度導入していく。子育て支援事業では、不登校の対応ということで、ふれあいの郷での適応指導教室に加えて、今年度より、専門指導員を配置して、きめ細やかな対応をして不登校の解消に取り組んでいく。放課後児童クラブでは、支援員の資格がある方を4名配置し、派遣により安定的に確保して運営していく。新たな学童施設は3学期開園するよう進めていく。教育振興事業では、教育専門員、ICT支援員の配置、通級指導教室の運営、GIGAスクール構想の推進を。小学校運営管理事業では、スクールサポートスタッフ、外国語指導助手の配置。中学校管理運営事業では、町費時講師、非常勤講師、特別教育支援員、スクールサポートスタッフの配置を行っている。その他、育英資金事業計画、生涯学習課所管の事業計画についても説明を受けました。

続いて、各学校および各園の運営方針の説明がありました。多賀ささゆり保育園は、「基本的な生活習慣を身に付け、友だちと思い切り遊ぶ中で、豊かな感性を養い、共に生きる力を育てる」を保育目標に。大滝たきのみやこども園では、「未来にはばたく、心豊かでたくましい人づくり」を保育目標に。多賀幼稚園は、「健康な体と豊かな心を持ち、心動かし、自ら考えて行動できる子どもの育成」を教育目標に。多賀小学校は、「学びの力、豊かな心、健やかな体を自ら培うことができる、多賀を愛する子どもの育成」を教育目標に。大滝小学校は、「やりきる やりぬく やりとげる 知・徳・体の調和のとれた児童の育成」を学校教育目標に。多賀中学校は「豊かな人間性を持ち、たくましく生き抜く力をそなえた生徒の育成」を学校教育目標にしていると説明がありました。

続いて、幼児教育施設整備事業の進捗状況について、教育総務課長から説明がありました。

道路用地、園庭用地ともに地権者の承諾を頂いている。令和3年度は園舎、造成、園庭、駐車場の設計業務と園舎用地の造成工事を計画している。令和4年度には園舎工事を行いたいと説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、以前から先生の超過勤務がものすごく、その対応として、町の支援員が学校に入ってきていると聞いている。先生の負荷が軽減されるような方法を考えているかとの質疑に対し、教員の超過勤務については、町では校務支援システムを導入して業務の軽減を図っている。超過勤務が多いのは、やはり教頭や教務主任である。1つのデータをほかのものにどんどん活用していけるところがシステムの良さなので、今後はもっと活用していきたいと考えている。また、以前は学級担任が教室の消毒作業を行っていたが、スクールサポートスタッフを配置していただき、その方々にしていただけるようになった。その時間を担任教師は子どもたちの教育に当たることができるようになった。しかし、現状で十分であるとは考えていないので、今後も超過勤務の縮減を検討していきたいと答弁がありました。

また、委員から、育英資金を受けている県外にいる大学生や短大、高専の子どもたちに米と野菜を送る取組をしている県内の自治体がある。そういったことを何か考えているかとの質疑に対し、育英資金については、就学のため県外に居住している場合であれば対象となっている。米や野菜の提供や地元のものを送るというのは、現在予算化ができていない。産業環境課の農政部局とも協議を行って検討していきたいと答弁がありました。

以上で、委員会室における事務調査を終え、大滝小学校と多賀中学校の視察に行きました。

大滝小学校では、4年生と5年生の教室でタブレットを使った授業を見学いたしました。その後、藤谷校長より、大滝小学校の現状について説明を受けました。現在51人の児童がいて、2クラスは複式学級になるところ、学年単位ごとに1クラスになっている。それに伴い、県と町の補助により2名の臨時講師をつけてもらっている。子どもは年々減っていく傾向にあるが、活気のある間に活性化策を検討していきたい。GIGA構想の実現に向けて端末はそろいましたが、実用化は難しい。タブレットのソフトはミライシードを使っているが、教師用のタブレットがない。今はタブレットとパソコンとで受け答えを行っている。授業で動画を見せたいが見られないとか、臨時休校のとき、Wi-Fiの接続をどうするのかとか、リモート授業やソフトの扱いについて、教師の研修をどのように図っていくのかなどの課題があると説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、1学期中のタブレットの授業時間はとの質疑に対し、本校では、今年度に

算数のデジタル教科書を使用するようにと指定を受けている。全ての授業でデジタル教科書を使う必要はないが、便利だなと思う単元で使うことを考えている。時間数は、何時間という指定はない。どの学年も少人数の学校なので、比較的タブレットの指導はしやすい環境にあるので、他校よりはたくさん使用ができ、子どもたちも使い慣れていると答弁がありました。

また、委員から、子どもたちのタブレットの使い方がまだ十分ではないような感じを受けたが、子どもたちに使用方法についての指導はどの質疑に対し、今まではマウスやタッチペンを使用して操作を行っていたが、今は両方を使わずに操作している。4年生から6年生については、自分で立ち上げて操作することができる。1年生にも先日、電源の入れ方をICTの支援の先生が来ておられるときに行った。全学年に電源ボタンはどこだというのは教えているが、立ち上げやミライシードのパスワード等がいろいろあるため、使い方に戸惑っていると考えられると答弁がありました。

また、委員から、児童用のタブレットと先生用のタブレットが繋がらないようなことを言われていたが、最初の導入の段階でできていなかったのかとの質疑に対し、各家庭で使用する端末で児童のタブレットは利用することはできないとうたわれているため、ライセンス的に無理だと考えている。納入された50台の中で、ライセンスの契約がされている。動画が見られない話もあったが、タブレットの中にフィルターが入っていて、それが動画をカットしている。設定を変更すれば見ることは可能だが、家に持ち帰ってユーチューブを見たりすることが起きてくるので、その辺りが難しいと答弁がありました。

以上で大滝小学校の視察を終え、多賀中学校の視察に行きました。

多賀中学校では、3年1組の理科にタブレットを使った授業を見学いたしました。その後、重田校長より、学校の現状について説明を受けました。現在197人の生徒がいて、各学年2組の6クラスと特別学級3クラスの計9クラスがある。ICT教育については、全学年情報スキルの取得を目指して取り組んでいる。タブレットには、ソフトとしてワード、エクセル、パワーポイント、チームズ、ミライシードが入っている。ミライシードには5教科が入っている。インターネットにもつなげる。理解を深めるため、みんなで情報を共有するよう取り組んでいると説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、小学校では動画が見られないが、中学校では自分たちで撮った動画が見られている。使っているソフトが違っているのかとの質疑に対し、カメラを使って動画を撮ることができる。小学校も中学校も基本的な機能は同じであると答弁がありました。

また、委員から、ミライシードを使うことの教職員の研修はどの質疑に対し、教職員が使用できるように数回研修会を行った。今後も使いこなせるように研修を行っていきたいと答弁がありました。

また、委員から、充電器はどこに保管しているのかとの質疑に対し、2階と3階に部

屋があるので、そこに保管している。使用しないときは充電をしていると答弁がありました。

また、委員から、タブレットの家への持ち帰りはしているのかとの質疑に対し、していないと答弁がありました。

以上で多賀中学校の視察を終え、今回の事務調査は終了いたしました。

以上で閉会中における総務常任委員会の調査結果報告を終わります。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（竹内薫君） 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

6番、菅森照雄産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 菅森照雄君 登壇〕

○産業建設常任委員長（菅森照雄君） 閉会中における産業建設常任委員会の調査結果を、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

5月11日、午後1時30分より、役場3階第1委員会室において、委員全員と議長、町長、副町長、担当課の出席の下、産業建設常任委員会所管、令和3年度地域整備課所管事業および湖東土木事務所所管事業、芹谷地域振興事業についての調査を目的とし、委員会を開催しました。

町事業の主なものでは、（仮称）多賀スマートインターチェンジ関連事業について、上り線では用地測量、文化財調査、用地買収、下り線では、アクセス道路と接続する四ツ屋胡宮線改良工事と文化財調査。道路改良事業では、新規箇所として甲頭倉線路肩復旧20m、継続箇所として栗田高宮線42m、霜ヶ原・富之尾線ピカコーポレーション正門前45mの舗装は今年度完了。通学路の安全対策では、岡山団地、神田線50mの境界ブロックと舗装、敏満寺高宮線国道307号線まで舗装の打ち換えは今年度完了。里道改良では、川相地区公民館前舗装33mと旧農協前10mの2か所。道路台帳整備では、栗田高宮線、大手橋待避所。急傾斜地崩壊対策事業では、県の採択を受けるため、萱原地区測量設計とボーリング調査。地籍調査では、継続して多賀、梨ノ木地区を実施。また、令和2年度から3年度に繰越事業として、（仮称）多賀スマートインターチェンジ上り線用地買収、文化財調査、下り線では文化財調査。橋梁長寿命化事業では、霜ヶ原高橋との説明の後、質疑応答では、主な質疑として、神田団地の歩道の未整備区間はどうかになっているのかに対し、通学路としては、集会所に集まり、太田川沿いに名神の下を通学することとなっている。通学路ではない区間については、将来的に歩道整備が必要と考えているとの答弁がありました。

また、橋梁長寿命化工事、霜ヶ原高橋の工事内容には対し、ボーリング調査の結果、

ぐり石を入れた鋼製籠を積み上げていく、籠枠工を施工する。現在伐採と掘削を行っており、7月末に舗装工をして完了するとの答弁がありました。

また、未実施橋はに対し、多賀町の町道橋は現在151橋あり、危険度1から4で区分している。町内で4と判断された危険な橋はない。3と判断された橋は6橋あり、これらについては、通行量や使用頻度が低いため順次考えたいとの答弁がありました。

質疑を終了し、次に、県事業の主なものでは、国道306号線佐目地先舗装工事、多賀永源寺線霜ヶ原地区附帯工事は今年度完了。国道307号線と佐目敏満寺線においては、(仮称)多賀スマートインターチェンジ関連による用地補償と文化財試掘調査、保全では、国道306号線5工区から10工区大君ヶ畑地先法面対策工事、橋梁修繕では、多賀永源寺線の萱原橋、黒谷橋、宮下橋、国道306号線の細谷橋、上石津多賀線の飛ノ木橋修繕工事、佐目敏満寺線の御領橋との説明がありました。維持補修では、多賀高宮線土田工区の舗装、国道306号線多賀工区の中央公民館から多賀北交差点までの歩道路線測量、多賀中学校下の歩道用地測量と用地買収、河川では、犬上川敏満寺地区の伐採工事、四手川久徳地区、犬上川藤瀬地区、大君ヶ畑地区の護岸工事、砂防事業では、芋次川堰堤工事、細谷堆積土砂撤去、水壺川底固め、滝の宮スポーツ公園対岸の測量、急傾斜地崩壊対策工事では、川相、久徳、大君ヶ畑2号地区、大杉では調査測量、また、芹谷振興事業では、多賀醒ヶ井線久徳工区のルート検討、栗栖1、2工区排水工事、後谷工区は継続、宮前工区転回場用地買収、中村工区は今年度着工するとの説明がありました。

主な質疑では、中央公民館から多賀北交差点の歩道の場所はに対し、西側は歩道があるが、東側には歩道がない。幅員3mの自転車歩行車道と聞いている。

また、委員から、中学校下の歩道の進捗状況はに対し、現在、地主さんの協力を頂いている。県の方で用地測量は完了しているとの答弁がありました。

また、委員から、藤瀬の護岸工事の場所はに対し、高取に行く橋の上流部左岸側である。

また、委員から、大君ヶ畑の護岸工事の場所はに対し、オオミ建設の土砂採取場の上流部右岸側になるとの答弁がありました。

質疑を終了し、次に、水道事業の主なものでは、町道一円八重練線、久徳団地、榑崎地区の配水管布設替工事、老朽化による配水管設計業務委託では、国道306号多賀北交差点から中央公民館、多賀地区向山本線と、多賀大社前川線、中川原地区、佐目地区を予定している。施設整備では、土田水源地場内舗装、大君ヶ畑浄水場フェンス整備工事、舗装本復旧では、一円集落内の舗装本復旧工事、また、台帳整備では、固定資産台帳データと配管台帳データの更新。また、下水道関連事業では、下水道および農業集落排水の管渠台帳システムの更新、中川原地区雨水排水整備工事の実施設計、継続事業で、藤瀬地区雨水排水整備工事との説明がありました。

主な質疑では、委員から、管径しか記載されていないが、全てダクタイトイル管かに対し、

一円八重練線、久徳地区については、ダクタイル鑄鉄管でいく。栢崎については、工事費を低減させるため、水道配水用ポリエチレン管を試験的に採用する。

また、委員から、中川原雨水排水整備の箇所はに対し、旧四手川との答弁がありました。

また、委員から、区からの要望なのかに対し、以前、河川整備を強く要望いただいた箇所であるが、そのほかについても集落内で議論を頂いており、次年度以降の全体計画を取りまとめていくとしているとの答弁がありました。

質疑応答の後、川相地区急傾斜地崩壊対策工事、(仮称)多賀スマートインターチェンジ下り線工事現場の視察を行いました。

川相支所裏急傾斜対策工事では、県砂防課長より、令和2年から工事着手、施工延長128m、崩壊土砂防止柵127.2m、高エネルギー型土砂防止柵支柱4m間隔に33本、支柱高さは3mから4.5mで、掘削深さは4mから7m、現在、崩壊土砂防止柵が設置され、土台固めの下部工事を実施。工事期間は令和4年1月14日までとの説明を受けました。

主な質疑では、基礎から施工されると思っていたがに対し、基礎部分に2.5mから6mの鉄筋193本を斜面に打ち込むため、まず支柱を打って、支柱を避けるように打っていく。

また、委員から、土砂を支える法枠や網の設置はに対し、法枠にモルタルを吹きつけるとの説明がありました。

次に、(仮称)多賀スマートインターチェンジ下り線工事では、文化財調査と進入路工事が進められておりました。

主な質疑では、路面の高さはに対し、サービスエリアから下り、町道四ツ屋胡宮線の高さに接続する。料金所と町道との高さは2mから3m。

また、委員から、料金所が円形の理由はに対し、間違って進入してきた車が引き返すための形状であるとの説明がありました。

ほかに質疑はなく、委員会を閉会しました。

以上で閉会中における産業建設常任委員会の調査結果報告を終わります。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

議場の時計で10時40分までとします。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○議長(竹内薫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 「同意第35号 多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 「同意第35号 多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につ
き同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服
を審査するために、町内の住民で町税の納税義務がある者、または学識経験を有する者
のうちから議会の同意を得て選任することとなっております。

このたび、平成24年6月27日から固定資産評価審査委員会の委員としてご尽力を
頂いております矢守敏子氏の任期が令和3年6月26日をもって満了となりますが、同
氏のことを尊重して、今限りで退任していただくこととなりました。これまで3期9
年の長きにわたり、熱意を持ってご尽力を賜りましたご功績に対しまして、深く感謝の
意を申し上げる次第でございます。

なお、後任者といたしまして、人格が高潔で、地方自治の本旨と行政に関して優れた
識見をお持ちの土坂淳子氏を適任者と考え選任したく、地方税法第423条第3項の規
定により、議会の同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第35号 多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、同意第35号は同意することに決定
しました。

○議長（竹内薫君） 日程第8 「承認第36号 専決処分事項（多賀町税条例等の一部
を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「承認第36号 専第7号 多賀町税条例等の一部を改正する条例」につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

本条例は、令和3年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律および当該関係政省令が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書3ページをお願いします。

第36条の3の2第4項につきましては、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止により改正するものでございます。

第36条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、第53条の8は、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う規定でございます。

4ページの第81条の4につきましては、環境性能割の税率区分の見直しによる改正でございます。

付則第10条の2は、法律改正による項ずれと改正を行い、付則第11条は、法律改正により、年度を変更し、引き続き規定を講ずるものでございます。

付則第11条の2、第12条、第13条につきましては、固定資産税の土地の負担調整措置の仕組みの継続に伴う改正でございます。また、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の影響を踏まえ、令和3年度に限り、負担調整率措置等により、課税標準額が増加する土地につきましては、前年度の課税標準額に据え置く措置を講ずるものでございます。

5ページ、付則第14条は、法律改正に併せて改正し、付則第15条は、引き続き規定を継続するものでございます。

付則第15条の2では、軽自動車税環境性能割の非課税の期間を令和3年3月31日から令和3年12月31日に改正し、9か月延長するものでございます。

付則第15条の2の3は、法律改正に伴う改正で、付則第16条では、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、電気自動車等について、軽減を2年間延長する改正でございます。

6ページ、付則第16条の2は、前条の規定により、対象項の適用を改正するものでございます。

付則第25条につきましては、住宅ローン減税に係る特例の適用期限の延長と個人住民税から控除する制度を継続するものでございます。

続きまして、第2条関係でございます。令和2年9月に改正しました税条例の一部を改正するものでございます。法律改正に併せまして、項ずれを改正するものでございます。

付則につきましては、令和3年3月31日から施行し、経過措置を規定しているもの

でございます。

多賀町税条例等の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「承認第36号 専決処分事項（多賀町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、承認第36号は承認することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第9 「承認第37号 専決処分事項（多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「承認第37号 専第8号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書の10ページをお願いいたします。

今回の改正は、厚生労働省保健局国民健康保険課からの通知により、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に伴う国民健康保険税の減免措置を延長するため、改正を行うものでございます。

付則第15項におきまして、令和3年3月31日を令和4年3月31日とし、国民健康保険税の減免期間を延長するものでございます。

付則につきましては、施行日は令和3年4月1日からとしております。

多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第37号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第37号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第10 「承認第38号 専決処分事項（多賀町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「承認第38号 専第9号 多賀町介護保険条例の一部を改正する条例」につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書の12ページをお願いいたします。

今回の改正は、厚生労働省保健局介護保険計画課からの通知により、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に伴う介護保険料の減免措置を延長するため、所要の改正を行うものでございます。

付則第9条第1項におきまして、令和3年3月31日を令和4年3月31日とし、介護保険料の減免期間を延長するものでございます。第1号および第2号では、文言を改めるものでございます。

付則につきましては、施行日は令和3年4月1日からとしております。

多賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第38号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第38号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第11 「報告第39号 令和2年度（一般会計）繰越明許費

繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案者の報告を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「報告第39号 令和2年度繰越明許費繰越計算書について」、ご説明させていただきます。

令和2年度の一般会計の繰越事業につきましては、総務費、民生費、衛生費、土木費そして教育費の11項目にわたっての事業でございまして、総事業費4億3,237万3,000円のうち3億2,760万3,000円を令和3年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製して報告させていただきます。

事業の内容でございますが、第1回臨時会、3月定例議会および3月31日付専決補正において都度ご説明申し上げ、繰越明許費を議決いただいたものでございまして、事業の進捗に合わせて繰越明許費議決金額内で繰越額を確定させ、それぞれの財源を調整したもので、まず、総務費のスマートインターチェンジ変更計画書では、ネクスコ中日本内の協議期間の影響による遅延で、令和3年度末の策定で予定しており、空き家除去事業は絵馬通りの遠藤邸でありまして、建物滅失登記までで今月末の完了予定であります。

民生費では、第3放課後児童クラブの建設事業で年末の完了を目指しております。

衛生費では、コロナワクチンの接種事業でありまして、本事業に対する国庫支出金の交付算定基準期間が9月末となっております。また、一般廃棄物処理計画の策定は、1市4町の調整協議も必要でありますので、来年3月の完成予定であります。

土木費の道路橋梁費では、霜ヶ原高橋の橋台取付け法面改修工事で7月末の完成、融雪剤散布車の購入は、特殊車両の受注生産でもあり、12月初旬を納車予定、スマートインターチェンジ整備事業は、ネクスコ中日本の進捗状況により上下線ともに年度末完了と見込み、また、町道多賀絵馬通り線の改良事業効果の分析は、コロナ禍でもあり、年度末を完了予定としております。

教育費では、久徳地先での住宅団地の開発に伴う遺跡調査事業でありまして、調査後の報告書の作成を12月末の完成としております。

なお、それぞれ事業の財源内訳につきましては、計算書のとおり補助基準、起債充当算定に基づいて、特定財源と一般財源の金額を明記しております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第39号 令和2年度（一般会計）繰越明許費繰越計算書について」の報告を

終わります。

○議長（竹内薫君） 日程第12 「議案第40号 多賀町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」、日程第13 「議案第41号 多賀町公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」、日程第14 「議案第42号 多賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」は関連がありますので、一括議題とします。

3案について、提案理由の説明を求めます。

野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 「議案第40号 多賀町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第41号 多賀町公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第42号 多賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」、一括でご説明いたします。

このたび上程する3議案について、関連いたしますのが、国が進める押印の見直し、廃止に伴うもので、国の方針に準じ、行政手続の簡素化および利便性の向上を目的に、押印規程の見直しを行う必要があります、一部改正を上程するものであります。

改正条項をご説明いたします。

議案第40号については、議案書15ページをお願いします。

一部改正は、別記様式中の丸印を削るものとし、付則で、この条例は公布の日から施行するものとしします。

議案第41号については、議案書16ページをお願いします。

一部改正は、別記様式中の丸印を削るものとし、付則で、この条例は公布の日から施行するものとしします。

議案第42号については、議案書17ページをお願いします。

押印に関する一部改正は、押印に関する件のみを定める「第4条中、第4項」を削り、これに伴い、第5項を第4項に、第6項を第5項とする条項を整理し、第10条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改めるものです。

また、議案第42号では、地方税法第423条第2項にて定められている委員の定数を準用しているところを、本条例にて、委員の定数の定めを加える一部改正を併せて上程いたします。第2条を第2条の2とし、同条の前に、第2条、委員会の委員の定数は3人とする条文を加え、付則で、この条例は公布の日から施行するものとしします。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより3案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「議案第40号 多賀町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第40号 多賀町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

これより、「議案第41号 多賀町公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第41号 多賀町公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

これより、「議案第42号 多賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第42号 多賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（竹内薫君） 日程第15 「議案第43号 多賀町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「議案第43号 多賀町手数料条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、同法のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードの交付事務を直接取り扱うことになったため、多賀町手数料条例を改正するものでございます。

議案書18ページをお願いいたします。

別表第1中、個人番号カードの再交付手数料を削除するものでございます。

付則につきましては、施行日を令和3年9月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第43号 多賀町手数料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（竹内薫君） 日程第16 「議案第44号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「議案第44号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」、ご説明申し上げます。

令和3年度への繰越しのコロナウイルス感染症対策費については、順次事業を進めているところでございますが、感染リスクに気を配りながらの日常生活は日々続いている中におきまして、行政においてもこの時期となりますと、例年のとおり、新たな行政需要などの諸事情が発生し、早急に対応をしていくための予算措置の必要が生じてまいりましたので、第3号補正予算をお願いするものでございます。

今回の補正につきましては、20ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に3,508万1,000円を追加いたし、歳入歳出それぞれ48億9,082万円とするものでございます。第2条では地方債の補正です。後ほど説明をいたします。

主な内容でございますが、新型コロナウイルス感染症で様々な影響を受けやすい子育て世帯に対する支援特別給付金の交付事業をはじめ、保育園の大型遊具の設置や絵本朗読会の開催、また認定子ども園整備のための文化財調査事業など、子どもの育成に向けた必要経費をお願いするものでございます。

それでは、23ページの第2表、地方債の補正でございます。当初予算に計上しております芹川ダム堤体耐震化事業費が一般公共事業と防災減債国土強靱化緊急対策事業に振り分けされたのを受けて、町負担金に対応する起債も適債に振り替える必要が生じたことにより、既定算定率で調整しての結果、借入限度額が40万円減額するものでございます。

次に、補正内容につきまして、26ページの歳入からご説明いたします。

50款の国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症の影響下で子育て世帯を支援するために、生活支援特別給付金交付事業の実施が示され、事業に要する補助の受入れなどで、国庫金総額1,052万円の追加計上でございます。

次に、55款県支出金では、幼児教育施設に対する新型コロナウイルス感染症対策費や衆議院議員総選挙の執行における新型コロナウイルス感染症対策費の追加などで、総額206万7,000円を計上しております。

75款の繰越金1,956万1,000円は、今回の補正に要する財源として充当しているものでございます。

次のページ、80款諸収入では、消防団員2名の退団に伴う退職報償金を消防団員等公務災害報償等共済基金から受け入れるものでございます。また、コミュニティ助成事業は、絵本朗読会の開催に要する助成金と、町村会共済金は、顧問弁護士の弁護士費用に対する補てんでございます。

85款町債は、芹川ダム堤体耐震化工事に係る町負担金について、適債事業に振替を行ったものでございます。

次に、歳出でございますが、10款の総務費におきましては、業務委託事故に対応する顧問弁護士の弁護士費用や、空き家改修補助金は若者の居住に対して3件分を助成するものと、また10項徴税費では、確定申告による法人町民税等の還付金の追加や、20項の選挙費では、10月21日任期満了に伴う衆議院議員総選挙執行の際の新型コロナウイルス感染症対策費を計上しているもので、これら総務費総額で852万6,000円をお願いするものでございます。

29ページ、15款の民生費では、新型コロナウイルス感染症の社会状況下で子育て世帯を支援する生活支援金の交付事業費でございまして、これまでの児童扶養手当の受給者に加え、低所得子育て世帯に対しても拡充して交付を行うものであります。事務費を含

めて987万7,000円を計上しています。保育所費では、園長の人事異動に伴い人件費を調製したものと、工事請負費497万7,000円は、大型総合遊具の更新費でございます。民生費総額で1,110万5,000円を計上しております。

25款農林水産業費の農業費では、道路交通法の改正により、公道を走行する際の作業機つきトラクターの免許取得費用への補助の追加でございます。土地改良事業対策費は、芹川ダムの耐震化事業負担金の適債化に伴う財源更生でございます。

30款商工費では、新規に开店する店舗1件分のがんばる商店応援補助金でございます。

次のページ、40款消防費では、31年間また11年の長期にわたり貢献いただきました消防団員2名の退団による報償金でございます。

45款教育費の教育総務費では、会計年度任用司書の雇入れの保険負担金と、20項幼稚園費では、人事異動に伴う給与費の調整とコロナウイルス感染症対策費を計上し、25項社会教育費では、町民大学に絵本作家の招聘費93万4,000円や子ども園整備計画地への進入路、町道久徳松ノ本線の遺跡調査費461万1,000円を計上したものと、図書館費で会計年度任用司書1名分の雇用経費の追加でございます。これら教育費総額で1,183万7,000円を計上しております。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号については、議長を除く11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩をいたします。

この間に、予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長

および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。
再開は11時25分とします。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。委員長に6番、菅森照雄議員、副委員長に5番、松居亘議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は別紙の日程表により審査いただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（竹内薫君） 日程第17 「議案第45号（仮称）多賀町第3放課後児童クラブ建築工事の請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多教育総務課長。

[教育総務課長 本多正浩君 登壇]

○教育総務課長（本多正浩君） 「議案第45号（仮称）多賀町第3放課後児童クラブ建築工事の請負契約の締結について」、ご説明申し上げます。

議案書35ページをお願いいたします。

去る5月25日、（仮称）多賀町第3放課後児童クラブ建築工事に係る入札につきまして、指名した9者のうち5者による入札の結果、滋賀県犬上郡多賀町大字一円1番地1、山崎建設有限会社、代表取締役、松永靖樹が5,900万円で落札いたしましたので、消費税10%を乗じ6,490万円で工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

建築場所につきましては、多賀小学校内、多賀町大字多賀722番地59、建築概要としましては、鉄骨造り2階建て、1階232.65㎡、2階128.25㎡でございます。

工期につきましては、契約議決の日から5日以内に着手し、令和3年11月30日までとしております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第45号（仮称）多賀町第3放課後児童クラブ建築工事の請負契約の締結について」は、賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第45号は可決されました。

○議長（竹内薫君） 日程第18 「発委第1号 多賀町議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山口久男議会運営委員長。

〔議会運営委員長 山口久男君 登壇〕

○議会運営委員長（山口久男君） 「発委第1号 多賀町議会会議規則の一部を改正する規則について」、提案理由の説明を行います。

近年、町村議会においては、議員の成り手不足が喫緊の課題となっております。成り手不足の解消に向け、議会の機能強化を図るとともに、とりわけ、女性や若者をはじめ、多様な層の住民が議員に立候補し活躍、活動できる環境を早期に整備する必要が重要であります。

全国町村議会議長会では、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備のため、標準町村議会会議規則の一部を令和3年、2021年2月9日に改正されています。

改正の1点目は、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、産前産後の欠席期間を規定しようとするものであります。

これを受けて多賀町でも、第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、また「日数を定めて」を、出産予定日の6週間、多胎妊娠の場合、多胎妊娠というのは2人以上の胎児を同時に妊娠している、そういう場合にあつては14週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてに改めようとするものであります。

改正の2点目は、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めようとするものであります。これを受け、第89条第1項中「、請願者の住所および氏名」を「および請願者の住所」に、「名称および代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなけ

れば」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名または記名押印しなければ」に改めるものであります。

なお、付則につきましては、公布の日から施行するとしております。

以上、提案理由の説明を終わります。議員各位の理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「発委第1号 多賀町議会会議規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（竹内薫君） 日程第19 「請願第1号 「夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める請願を議題とします。

本請願について、紹介議員の近藤勇議員より、請願の趣旨説明をお願いしたいと思います。

3番、近藤勇議員。

〔紹介議員 近藤勇君 登壇〕

○3番（近藤勇君） 「請願第1号 「夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める請願」につきまして、紹介議員といたしまして、趣旨説明を行わせていただきます。

今回、家族の絆を守る会代表、西村久子、担当、川瀬一美両氏から、両氏の署名の下、夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書の提出についての請願が出されました。

請願の趣旨について、朗読をもって趣旨説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

近年、夫婦が別々の氏（姓）を名のすることもできる選択的夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の動きがあります。夫婦の氏の在り方については、昨年12月の政府の第5次男女共同参画基本計画の策定に当たっても論議となり、同計画では、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、

また家族の一体感、子どもへの影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮するとなっています。

夫婦別姓は、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓になり、ひいては兄弟姉妹がばらばらの姓になる可能性すらあります。平成29年度の内閣府の世論調査では、別姓は子どもにとって好ましくないという声は62.6%にも上り、子どもへの心の影響を第一に考えるべきです。

また、同世論調査では、同姓（通称使用含む）を名のるのが良いという考え方が53.7%、別姓導入賛成は42.5%と意見が分かれており、夫婦別姓の導入は国民世論の賛同を得ているとは到底言えません。しかも、自ら別姓を希望する人は1割にも達していません。

さらに、夫婦別姓は選択制だから良いのではないかとされていますが、選択であっても、それが導入されると、姓は個人の呼称にすぎなくなります。それはファミリーネームの否定となり、社会の基盤である家族とその制度に重大な問題を引き起こさざるを得ません。

私どもは、夫婦・親子同氏制度を維持し、第5次男女共同参画基本計画に定められたように、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないように運用を進め、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むなどの施策を強く要望します。

上記の内容を踏まえ、国会、政府に意見書の提出を請願するという内容でありました。

本請願がご審議され、採択されますよう、議員各位の賛同を求め、趣旨説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（竹内薫君） 請願第1号については、会議規則第92条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することとします。

○議長（竹内薫君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、再開は6月7日午前9時30分とし、一般質問を行います。

長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれで散会します。

（午前11時40分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 竹 内 薫

多賀町議会議員 木 下 茂 樹

多賀町議会議員 近 藤 勇